

知的財産判例セミナー 2020

日時

2020年 12月21日(月) 16:10~17:40

参加
無料

会場

オンラインにて開催

※お申込み後 招待メールを送付いたします。
お申込みの際はメールアドレスを必ずご記入ください。

プログラム

職務発明について規定する特許法 35 条は 2004 年、2015 年に改正され、権利の帰属や相当対価（利益）の算定など職務発明の管理に当たって留意しておくべき点が多い。

本セミナーでは仮想事例の検討を踏まえて、累次の改正によって職務発明の何が変わって、何が変わっていないのか俯瞰する。

【1】講演者紹介 16:10~16:15

国際総合科学部、知的財産センター長 小川 明子 教授

【2】特許法講義 16:15~17:30

『職務発明に関する特許法改正と職務発明管理に関する留意点 - 仮想事例の検討を踏まえて -』

早稲田大学法学部 高林 龍 教授

【3】質疑応答 17:30~17:40

登壇者 / 高林 龍 (たかばやし りゅう)

早稲田大学法学部教授、早稲田大学知的財産法制研究所所長、
日本工業所有権法学会理事長、著作権法学会理事

◆ 経歴 ◆

1976 年早稲田大学法学部卒、東京地方裁判所、那覇地方裁判所、松山地方裁判所判事、
最高裁判所調査官を経て、1995 年早稲田大学法学部助教授、1996 年~同教授。



お問合せ・お申込み

※ご記入いただく個人情報につきましては、今回のイベントと今後機関からのご案内以外の目的で利用することはありません。

①ご所属 ②お名前 ③メールアドレス ④電話番号

を添えて、メールでお申込み下さい。

【宛先】

ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

【お問合せ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター
〒756-8511 山口県宇部市常盤台 2-16-1

■ Tel: 0836-85-9942 ■ E-mail: ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp
<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>



詳細はQRをチェック

広報 提供プログラム: 知財全般



知的財産
教育研究共同利用拠点